

毎週火、金曜日発行（但休日）に当ると  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

（要目）

# 鳥取県公報

## 目次

◇告示 土地の公用廃止  
市町村の廃置分合  
身体障害者が診断を受ける医師の指定

## 告示

### 鳥取県告示第百三十五号

次の土地は、昭和三十八年三月二十九日から公用を廃止した。

昭和三十八年三月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地 目 面 積

東伯郡赤碕町大字出上字東 公衆用道路 三六坪  
屋敷一五五ノ三地先 九合二勺

### 鳥取県告示第百三十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、昭和三十八年四月二十二日から岩美郡津ノ井村を廃し、その区域を鳥取市に編入する。なお、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十七條第一項の規定による鳥取市の人口は、一〇七、三八六人である。

昭和三十八年三月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県告示第百三十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五條第一項に規定する医師を昭和三十八年三月二十日次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行規則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二條の規定により告示する。

昭和三十八年三月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

